

堺フジタ病院における看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

令和 6 年 7 月

1. 看護職員の人員充実

- (1) ハローワークや民間広告業者を利用して適時人員の採用に努める。
- (2) 看護職員のみならず、看護助手の採用にも務め看護要員の充実を図る。

2. 多職種との業務分担

- (1) 病棟クラークを配置して、看護業務に専念できる環境を目指す。
- (2) 看護補助者との業務分担を図り、食事や入浴の介助、夜間の巡視等の軽減を行う。

3. 時間外勤務の削減

- (1) 日勤・夜勤の夜勤業務の見直し・整理
業務内容の洗い出しをして、統廃合できないかどうか各病棟で検討する。
- (2) 定められた時間内に指示受けできるように医師の指示出しは緊急時の除き 15 時までを厳守する。(以後は原則、翌日に指示出し)
- (3) 新入職者や経験が浅い職員が業務しやすいようにマニュアル化を図る。

4. 院内研修への取り組み

- (1) 看護職員・看護要員の研修を行うことにより、医療事故の防止や業務の円滑化を図る。

5. 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- (1) 未就学児や小学生を育てる看護職員に対して深夜勤務免除などの配慮や休日勤務の制限制度の導入。

6. その他

- (1) “看護職員負担軽減“を中心とした”委員会“を設置して、安全衛生会議や全体会議で達成度や問題点を協議する。
- (2) 看護職員と看護補助者の業務内容の見直しを年 1 回以上行う。
(毎年 1 月全体会議 看護助手出席)
- (3) 当実施計画は院内に掲示するものとする。

(令和 6 年 7 月改定)